



令和7年度 高尾小学校いじめ防止基本方針

<目的>

高尾小学校のすべての児童が安心できる学習環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものです。

高尾小学校は、学校教育目標「伸びる」のもと

- 一人一人のよさを大切にし、安心と自信が生まれ、みんながつながる学校と学級を目指します。
- 職員は子どもたち一人一人との対話とふれあいを大切にして向き合い、いじめの兆候や発生を見逃さず、早期発見に努めます。
- いじめを発見した場合は、保護者や地域と連携をしながら迅速かつ組織的に対応します。

めざす児童像

最後までやり遂げる
自ら考え判断する
仲間を大切にする

たくましい子
かしこい子
おもしろい子

いじめ対策委員会

校内いじめ対策委員会

- 校長・教頭・生活指導・養護教諭・特別支援コーディネーター、当該学級担任を中心として関係児童にかかわるすべての教職員を含む。場合によっては社会体育の関係者、学童保育の担当者を含める。
- いじめが発見された場合は、その実態を把握するとともに今後の対策について協議をする。
- 児童の安全を最優先にし、諸関係機関と連携し、対応する。

専門家・外部機関

- スクールカウンセラー
- 教育研究所 SSW
- 長崎市教育委員会
- 子ども・女性・障害者支援センター
- 長崎市子育て支援課
- ハートセンター
- 浦上警察署

育成会・地域との連携

- 育成会事務局に保護者からのいじめ相談窓口を設置し、相談しやすい体制をつくる。
- 校内いじめ対策委員会で協議した対策について育成会本部役員と共有する。

関係機関との連携

- 連合自治会会長を中心として各自治会と連携し、気になる事案の情報が入るようにする。
- 子どもを守るネットワーク会議と、気になる子どもの情報を共有する。

児童会（運営委員会）

- 人権集会の宣言文の掲示。放送委員会が放送で呼びかける。
- 生活委員会が使いたい言葉、使ったらいけない言葉を全校に知らせる。
- 高学年による朝のボランティア活動の実践。

(いじめの禁止) 第4条	児童等は、いじめを行ってはならない。
(保護者の責務等) 第9条	保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
(いじめの防止) 第23条	学校はいじめを止めさせ、その再発を防止させるために児童への支援、指導を行うものである。

※いじめ防止対策推進法からの抜粋

いじめの防止について

【教職員の取組】

- 教師一人一人が、「分かる・できる・かわり合う」授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を抱かせ、自己肯定感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。
- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる教育環境づくりに学校全体で取り組む（徹底的に個に寄り添う学校づくり）。
- 児童一人一人の人権意識を育てる。
- 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを知らしめる。
- 道徳教育や学級活動の時間等で、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導する。また、命の大切さについての指導も行う。
- 年度当初の児童の引き継ぎを複数で確実にし、一人一人の理解を深める。
- メディアの利便性・危険性について研修を深める。また、いじめ防止に関する研修会に参加する。
- 休み時間における巡回指導を計画的に行う。

【児童の取組】

- 異学年交流をとおして他者理解を深める。
- 学校行事や総合的な学習の時間等の体験学習を通して、道徳性を身に付ける。
- 地域行事や公民館の活動に積極的に参加し、地域の一員としての自覚を深める。
- 児童会活動として、いじめ根絶運動に取り組む。

【保護者の取組】

- 基本的な生活習慣の確立に努める（早寝・早起き・朝ご飯）。
- 手をかけ、目をかけ、時間をかけ、心をかける子育てに努める。
- 子どもが悩みごとなどを相談しやすい家庭の雰囲気づくりに努める。
- 日頃から学級担任との連絡を取り合い、相談体制を構築する。
- 学級PTAのテーマを実践する。
- 児童が使用する可能性があるパソコンやタブレット、スマートフォンには、フ

いじめの早期発見について

【教職員の取組】

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- 児童が日頃から相談したり、いじめを訴えたりしやすい環境づくりをする。
- 表情や行動等が気になる児童がいる場合には、その都度、担任や管理職、生活指導主任に報告し、組織として見守り、支援を行う。
- 児童理解の会、校内支援委員会等で気になる児童、困り感をもっている児童の状況について共通理解を図る。
- 「心のアンケート」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。また、前述のアンケートに基づいて個人面談を実施する。
- 週案への記録と活用を図る。
- 夏季休業中に個人面談を実施し、保護者との信頼関係を構築し、児童に関する情報を共有する。
- いじめなどの問題行動について相談できる体制を整備し、相談窓口について、保護者への周知を図る。

【児童の取組】

- 学級活動で、いじめについて話し合い、自発的な活動を展開する。
- いじめが行われていると感じた時は、周囲の友達や先生、大人などに知らせたり解消に向けて取り組んだりする。
- 毎月、「心のアンケート」に記入する。

【保護者の取組】

- 学級懇談会、育成会活動に積極的に参加する（一人一役）。
- 夏季休業中の個人面談に参加する。
- 学校に直接相談する（連絡帳、電話など）。

いじめに対する措置について

【教職員の取組】

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- 当該事案について、個別の聞き取り調査を行うなどの情報収集を綿密に行い、事実確認する。
- いじめられている児童の身の安全を最優先とし、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- いじめ対策委員会を開催し、当該事案についての共通理解と対応策を検討する。
- 深刻ないじめの場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- 被害・加害双方の児童同士の話し合いをする。また、家庭訪問を行い、保護者に事実関係を知らせ、今後の学校の方針を伝える。
- 学級・学校でいじめについての全体指導をする。
- 解決が長引く場合があるので、継続観察・継続指導を行う。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- 事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し対応する。教育委員会の協力を得ながら継続的に対応する。
- 深刻な事案の場合は、保護者会やPTA総会等を開催し、保護者に報告するとともに問題解決に向けて、学校の取組に対する理解と協力を求める。

【児童の取組】

- 当該いじめについての状況を確認するために、他の児童はアンケート調査や個別面談などに応じる。
- 傍観者の立場にいても、いじめているのと同様であるということを理解する。

【保護者の取組】

- いじめ問題が起きたときには、学校との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を学校側に伝える。
- 学校からの家庭訪問を受ける。また、被害者・加害者の保護者同士の話し合いを実施する。
- 学級懇談会、育成会活動、育成会総会に参加する。
- 学校になかなか話することができないような状況であれば、「いじめ相談ホット

重大事態発生時の取組について

重大事態とは自殺、傷害、金品等の被害、精神疾患の発症、不登校、保護者からの重大な申出等があった場合

【教職員の取組】

- 重大事態が発生した場合、学校長（電話・重大事態発生報告書）⇒長崎市教育委員会⇒市長に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、事案に対する組織を設置する。
- その組織を中心に事実関係等の調査の実施・報告等の内容を検討する。
- いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者へ情報の提供を適切に行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報・通報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 子どもや保護者、地域住民から相談や通報があった場合

いじめの情報発見

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活種指導主任への報告

校長・教頭への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 情報の共有や今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。
- 教育委員会に報告し、状況によっては支援を要請する

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守り通す。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- 加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

いじめ発見チェックポイント

1 いじめられている子どもが発するサイン

- ☐衣服の汚れや破れがある。
- ☐体に傷やあざがある。
- ☐頭痛や腹痛が続いている。
- ☐保健室への出入りが頻繁である。
- ☐元気がなく集中力が欠けている。
- ☐交友関係が急に変わっている。
- ☐嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐文具や上履きが隠されている。
- ☐机やカバンの中などが荒らされている。
- ☐黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている。
- ☐写真などの顔にいたずらされている。
- ☐特定の子どもの席に誰も座ろうとしていない。席の周りが開いている。ごみが散乱している。

2 学校生活でのチェックポイント

- ☐授業に遅れて教室に入ってくることが多い。
- ☐学級全体に覇気がない。
- ☐教師の話や指導が空回りしている。
- ☐ひそひそ話や陰口が多い。
- ☐遅刻や欠席の数が多い。
- ☐学級で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐに上がっている。
- ☐特定の児童が発表すると、笑いや冷やかしかおきている。

3 家庭でのチェックポイント

- ☐ボタンが取れたり、服が破れたり、普通ではない汚れが目立ったりしている。
- ☐持ち物が頻繁になくなったり、買い与えた物を紛失したり、壊されたりしている。
- ☐成績が急に下降している。
- ☐土曜日や日曜日はことさら機嫌がよい。
- ☐朝の起床や登校が遅かったり、体の不調を訴えて遅刻・早退したりする。
- ☐友達や学校の話をしたがらない。
- ☐部屋に閉じこもりがちになったり家族と視線を合わせるのを避けようとしたりする。

4 いじめている子どもが家庭で出すサイン

- ☐買ってやってない品物を持っている。
- ☐お金の使い方が急に荒くなっている。
- ☐学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐友達を呼び捨てにしたり、軽蔑したりした口調で話す。

いじめ防止に向けた年間計画

月	学校行事・児童の活動	教職員	保護者・地域
4月	授業参観 育成会総会 入学式	児童情報の引継ぎ 児童理解の会 いじめ対策委員会 ※いじめ基本方針の確認	育成会総会 学級懇談会への参加 いじめ基本方針の確認
5月	運動会	当初面談（情報交換）	運動会応援・参加 学校支援会議 子どもを守るネットワーク活動
6月	教育週間	学校公開 ネットワーク会議 学校評議員会	教育週間・土曜授業 学校評議員会 100人パトロール
7月	平和学習 保護者面談	人権研修会への参加	夏季たかお清掃
8月	平和集会	校区内巡視	
9月	学校保健委員会		
10月	小体会	中間面談（情報交換）	小体会応援
11月	小音会 授業参観		育成会評議員会 学級懇談会
12月	人権週間・集会		
1月	学校評価アンケート	学校評価アンケート分析	育成会評議員会
2月	授業参観	いじめ対策委員会 ※基本方針の見直し	学級懇談会
3月	卒業式・修了式	児童引継ぎ情報の整理	子どもを守るネットワーク活動

心のアンケート（毎月実施）

特別支援委員会（毎月実施）／職員連絡会（毎週実施）

様々な相談機関

相談窓口	電話番号・メールアドレス	相談時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE相談あり	8:45～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00（月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3752 LINE相談あり	8:45～17:30（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00（月～水、金土）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日） 第1・3土曜日は24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE相談あり	8:30～17:15（月～金）
24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（毎日）